

第6弾小売店舗等復興応援券特定事業者募集要項

この要項は、小城市小売店舗等復興応援券交付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に基づき、第6弾小売店舗等復興応援券（1枚500円）を使用できる店舗等を登録するため、第6弾復興応援券特定事業者の応募要件等を次のとおり定めます。

1	復興応援券の額 発行見込み額	【額面】1人につき2,000円（1枚500円×4枚綴り×1冊） 【発行見込額】44,300人×2,000円＝88,600,000円
2	募集要件	① 小城市内に店舗を有すること ② 小城市小売店舗等復興応援券交付事業実施要綱及びこの要項を遵守すること
3	応募期限	第1次締め切り 令和6年2月29日（木曜日） 追加応募期限 令和6年8月31日（土曜日）
4	使用期間	発行日から令和6年8月31日まで
5	登録証の発行	市は内容を確認のうえ、登録者に「第6弾小売店舗等復興応援券特定事業者証」（以下「登録証」という。）を発行します。
6	登録期間	令和6年4月1日（金融機関での換金は4月15日から）～ 令和6年9月30日（最終換金依頼日まで）
7	換金方法等	後日、登録申込者に通知します。
8	使用制限	小売店舗等復興応援券が使えないもの (1) 不動産や金融商品 (2) たばこ (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

注意事項

特定事業者となったものは、次のことを遵守してください。もし違反した場合は、特定事業者の登録を取り消し、換金を依頼している分については入金を行いません。

- ① 要綱第7条第4項及び第5項により、使用された小売店舗等復興応援券を再使用したり、他に譲渡したりしてはいけません。（要綱は、市ホームページをご覧ください）
- ② 令和6年8月31日以後に使用された小売店舗等復興応援券を換金してはいけません。
- ③ 換金期限（令和6年9月30日）を過ぎた復興応援券は換金することができません。 期日までに必ず換金を済ませてください。なお、それにより受けた損失については一切補償しません。